

長岡市のオープンデータ推進に関する取組方針

インターネットや情報処理技術の急速な普及と進展により、ビッグデータが民間を中心に盛んに活用されるようになり、行政が保有する公共データに対しても公開への期待が大いに高まっています。長岡市では、「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年法律 第 103 号）第 11 条に基づき、「オープンデータ基本方針」（平成 29 年 5 月）、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（平成 29 年 12 月）等を踏まえ、オープンデータの推進に取り組めます。

1 目的

本取組により、行政の透明性や信頼性の向上を図り、行政事務を効率化するとともに、公開したデータが今まで得られなかった新しい視点や手法の創出へとつながり、経済の活性化や地域の課題解決などに役立てられ、地方創生に資するように推進することを目的とします。

2 方向性

原則的に、公開するデータは営利・非営利を問わず二次利用が可能となるように、機械判読可能な形式で公開します。現在、長岡市のホームページに掲載している情報から、可能な限りオープンデータとして公開するよう着手し、公開の要望があった際には、速やかに公開に向けた検討を行うこととします。

3 遵守事項

オープンデータを利用する際に留意すべき事項は、利用規約で別途定めます。個人情報保護には十分に配慮し、個別の法令や条例等がある場合には、その規定にしたがって支障のない範囲で公開することとします。